特定空家等の除却命令の公告

下記特定空家等の所有者等が確知できないため、期限までに下記措置が行われない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第10項の規定により、下記のとおり措置を行うことを公告する。

令和８年３月31日　　敦賀市長　米澤　光治

1　対象となる特定空家等
　所在地　福井県敦賀市原１号９番地
　用　途　居宅又は倉庫
　構　造　木造瓦葺２階建、木造瓦葺平屋建及び土蔵造瓦葺２階建
2　措置の内容　当該建築物の除却等
　当該建築物のうち木造瓦葺平屋建の居宅、木造瓦葺平屋建の倉庫及び土蔵造瓦葺２階建の倉庫等をそのまま放置すれば倒壊等により周辺の生活環境の保全が図られなくなるおそれがあることから、建築物を除却し、及びその敷地に放置されている動産等を搬出して適法に処理すること。
3　措置の期限　令和８年５月１日
　期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）が当該措置を講じることとする。なお、当該措置後所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。
4　動産等の取扱い
　市長又は措置実施者が３の措置を行うときは、本件特定空家等の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去、処分する。動産等に権利を主張しようとする者は、３の期限までに６の担当課まで通知すること。
5　敦賀市役所掲示場への掲示
　この公告の内容については、敦賀市公告式条例第２条第２項に規定する敦賀市役所掲示場において掲示する。
6　担当課
　住所　敦賀市中央町２丁目１番１号
　所属　敦賀市建設部住宅政策課空き家対策室
　連絡先　0770―22―8141

水産業協同組合法第86条第４項で準用する同法第68条の２の届出に関する公告

下記に掲げる漁業生産組合であって、本日現在において、当該組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第209条の３で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該組合が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該組合に関する登記がされないときは、当該組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年３月31日

鹿児島県知事　塩田　康一

記

南西養殖漁業生産組合
鹿児島県大島郡与論町大字立長3005番地

会社その他の公告

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

北海道旭川市四条通八丁目一七〇三番地五九
一般財団法人旭川保育協会
代表清算人　村田　一彦

解散公告

当法人は、令和八年三月六日開催の評議員会の決議並びに大船渡市長の認可により、令和八年三月十二日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

岩手県大船渡市赤崎町字鳥沢六二番地二
社会福祉法人蛸ノ浦愛育会
代表清算人　志田　俊一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月三十一日

秋田県能代市字機織衛ノ目二〇三番地
特定非営利活動法人ニューハピネス扇寿
清算人　武田　孝将